

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
1	【計画事業39】 特別な支援を要する人への居住支援	<p>◎ 高齢者等入居支援について</p> <p>①生活保護受給者が保証料助成の対象とならない理由は何か。</p> <p>②複数の保証会社と協定を締結すれば、保証委託料助成件数が増える蓋然性は高いのか。</p> <p>③協定保証会社のあっ旋対象者と家賃債務保証の助成対象者が必ずしも同一でないのはなぜか。</p> <p>④第二次実行計画の方向性については、「手段改善」とすべきではないか。</p>	<p>①生活保護受給者には住宅扶助費が出ますので、対象にしていません。</p> <p>②協定会社が増えれば保証会社側の審査基準に多様性が生じ、引受先が広がる可能性があると考えています。</p> <p>③この事業は、当初は保証会社のあっ旋を行うことで開始し、その対象は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯としていましたが、後に対象を60歳に引き下げて拡充しました。その後、助成を実施することとし、「65歳以上の方を含む世帯等」を対象としたことが、あっ旋対象と助成対象が同一でない理由です。 この点については、制度をより利用しやすいものとするための見直しを検討していきます。</p> <p>④第二次実行計画に向けて、保証協定会社の数の拡充や、高齢者世帯の助成対象をよりわかりやすくする見直しを課題に挙げていますが、施策の方向性は保証会社のあっ旋と保証料の助成を軸に行うことで変更はないため、「継続」としたものです。</p>	都市計画部 住宅課
2	【計画事業40】 分譲マンションの適正な維持管理・再生への支援	<p>①マンションアドバイザーの利用が少ないのはなぜか。</p> <p>②行政当局は、集合住宅の管理実態について、もっと危機感を持って施策を行っていく必要があるのではないか。セミナーや相談の目標件数が低く、その拡大や、本事業の目的に照らして事業が成果を上げているかの十分な検証が必要では。</p>	<p>①この事業は財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの事業で、もともと利用の多い事業ではありませんが、区では、20年度0件、21年度2件、22年度3件の利用があります。利用にあたっては、センターと区へ二度の申請が必要となり、手間を要することが利用が少ない理由と考えています。</p> <p>②23年度からは、現場に相談員を直接派遣する「マンション管理相談員派遣」制度を実施することで、より実態に即した対応しています。また、マンション管理相談員を構成員とするマンション管理協議会を開催し、現場の意見をくみ取りながら事業を進めています。22年度は、セミナー2回延べ80名、交流会2回延べ100名の参加者がありました。また、管理相談については、月2回4件、1件1時間20分の時間枠で33件の相談がありました。セミナー、管理相談とも好評を得ています。</p>	都市計画部 住宅課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
2	【計画事業40】 分譲マンションの 適正な維持管理・ 再生への支援	<p>③外国人居住者が増えていると思われるが、国際化への対応は。</p> <p>④マンション内での高齢者の見守りなどはどうなっているのか実態を把握しているか。</p> <p>⑤目標の達成度が高いとはいえないため、23年度評価の「最終年度に向けた方向性」及び「第二次実行計画の方向性」は、「手段改善」が適切なのではないか。</p>	<p>③6月に区内分譲マンション管理組合役員、区分所有者、居住者等を対象に実施するセミナーでは、「外国人居住の現状と動向～分譲マンションにおける外国人居住～」をテーマに講演を行い、外国人居住者との共生についての情報提供と啓発を行います。</p> <p>④住宅課では詳細な実態は把握していませんが、福祉施策を担当している課や社会福祉協議会等ではマンションに限らず住宅一般の実態を把握し、各種安否確認につながるサービスを行っています。</p> <p>⑤22年度に、第一次実行計画の最終年度である23年度の計画変更をし、23年度からマンション管理相談員派遣制度を実施し、これに伴い、分譲マンションアドバイザー制度利用助成は23年度で終了となります。これにより、目的の達成度が高くなるものと考えているため、第二次実行計画に向けて「継続」としたものです。</p>	都市計画部 住宅課
3	【計画事業41】 区営住宅の再編 整備(早稲田南 町地区)	<p>総合評価は22年度まで連続して「計画以下」となっているが、23年度見込み評価及び第一次実行計画期間における計画(総合)を「計画どおり」と評価する理由は。</p>	<p>当初は早稲田南町第2アパートにおける現地建替えの計画として、20年度より入居者説明を毎年度行い、22年度建替え同意、23年度基本設計・実施設計及び居住者仮移転を行う計画でした。しかし、平成21年3月に方針が変更となり、20から22年度までの入居者説明は計画どおり実施することができませんでした。22年12月に国有地取得に関する情報提供があり、国有地取得を含む再編整備として第一次実行計画の変更を行いました。23年度からは、老朽化が進んでいる早稲田南町地区の区営住宅の居住水準の向上に向け、新たな再編計画を策定し入居者説明を行うことができるので、計画(総合)を「計画どおり」と評価しました。</p>	都市計画部 住宅課
4	【計画事業42】 建築物の耐震性 強化	<p>この度の震災を考慮した事業の見直し及び今後の対応は。</p>	<p>【計画事業42】 東日本大震災の影響により、無料で実施する予備耐震診断の件数が大幅に増加しています。今後、これらの物件が耐震診断・補強設計や耐震改修工事につながるよう努めていきます。</p>	都市計画部 地域整備課 建築指導課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
4	<p>【計画事業43】 道路・公園の防 災性の向上 【計画事業52】 清潔できれいなト イレづくり</p> <p>【計画事業44】 道路の無電柱化 整備</p> <p>【計画事業45】 木造住宅密集地 区整備促</p> <p>【計画事業46】再 開発による市街 地の整備</p>	<p>この度の震災を考慮した事業の見直し及び今後の 対応は。</p>	<p>【計画事業43】【計画事業52】 道路公園施設については、すでに行っている道路公園擁壁の整 備を継続するとともに、災害用トイレの新設など災害時に有益な 施設の整備・充実についても検討しています。</p> <p>【計画事業44】 現在、事業化している3路線について、引き続き事業を継続して いきます。</p> <p>【計画事業45】 引き続き、若葉・須賀町地区内において、一定の要件を満たす 老朽化した木造住宅の不燃建替えに対して、建替え促進助成を 行うとともに、主要生活道路の拡幅等、公共施設を整備し、防災 性の向上を図っていきます。また、若葉地区については、現在地 区計画の見直しを行っており、より不燃建替えのしやすい仕組み 作りを検討しているところです。</p> <p>【計画事業46】 従前より、防災・安全・住環境等の課題を抱える地区について、 市街地再開発事業を支援することにより、良質で防災性の高い建 築物に建替え、公園・街路などの公共施設整備やオープンスペ ースを確保し、安全・安心で快適な都市環境づくりを推進してきま した。 今後も、より一層、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづく りの誘導を目指して、再開発組合等へ指導・助言を行います。 なお、再開発組合では、阪神・淡路大震災や十勝沖地震等の事 例を踏まえ、大震災やそれに伴う長周期地震動にも対応できるよ うに、再開発ビルを制震・耐震構造の設計とし、高強度のコンク リートや鉄筋を採用するとともに、防災備蓄倉庫や非常電源、マン ホールトイレ、消防用水、消防活動用ホバリングスペース、帰宅困 難者支援スペース(集会室等)の設置、避難場所としての広場の 活用等を計画していましたが、この度の東日本大震災についても 検証し、度重なる余震に対する制震部材、上層階への防災備蓄 倉庫の設置、住宅共用室の帰宅困難者への支援スペースとして の活用など、更なる防災対策について検討をしていく予定です。</p>	<p>みどり土木 部 みどり公園 課</p> <p>みどり土木 部 道路課</p> <p>都市計画部 地域整備課</p> <p>都市計画部 地域整備課</p>

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
4	<p>【計画事業47】地域防災拠点と避難施設の充実 【計画事業138】防災活動拠点の整備</p> <p>【計画事業70】細街路の整備</p>	<p>この度の震災を考慮した事業の見直し及び今後の対応は。</p>	<p>【計画事業70】 災害時の避難場所である学校施設等の周囲を中心に道路付帯設備を含めた総合的な拡幅整備を実施し、効果的な拡幅整備を進めていきます。そのため、後退はしているが整備されていない箇所を調査業務委託により抽出し、優先順位づけを行い順次拡幅整備を推進します。</p>	<p>区長室 危機管理課</p> <p>都市計画部 建築調整課</p>

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
5	【計画事業42】 建築物の耐震性強化	<p>①第一次実行計画で設定している住宅の耐震化率と予備耐震診断実施件数は23年3月末でどのくらいか。</p> <p>②住宅の耐震化率は、必ずしも高いものとはいえないようなので、23年度評価の「最終年度に向けた方向性」は「事業拡大」とすべきではないか。</p> <p>③事業の指標である「耐震調査・計画費助成(木造)実施件数」について、モデル地区事業における区民等からの依頼分を含めると目標件数を上回るとしているが、二重基準となる。もし、そういうものも含めるのであれば、基準を改定すべきではないか。</p> <p>④調査や計画作成が本当に耐震強化にまでつながるか判断できないので、建築物の耐震化の観点からは、耐震改修工事の実施件数を事業の指標とすべきではないか。</p> <p>⑤定期報告率について、22年12月末現在で約63.8%というのは、高いものとしては評価できないのではないか。</p> <p>⑥規制強化だけでなく、抜き打ち検査等も必要ではないか。</p>	<p>①第一次実行計画(個別目標Ⅲ-3「災害に備えるまち」)において、住宅の耐震化率は設定していません。平成23年3月末時点の木造予備耐震診断実施件数(平成20年度からの合計)については、560件です。</p> <p>②23年度の耐震化支援事業は内容に変更がないため、23年度評価の「最終年度に向けた方向性」については、「現状のまま継続」としました。しかし、非木造耐震改修工事費補助の予算件数を2倍としています。このため、実質的には事業拡大となっています。また、第二次実行計画の方向性については見直しを行い、「拡大」としています。</p> <p>③モデル地区事業における「耐震診断・計画」は、助成ではありませんが、内容は指標に掲げている「耐震調査・計画費助成(木造)実施件数」と同一のものです。モデル地区事業は期間を限定した事業(平成22・23年度の2ヶ年)であるため、評価については両者を合わせて考えています。</p> <p>④耐震改修工事の実施に当たっては、耐震調査・計画(耐震診断・補強設計)が必要になります。耐震強化を図るために、まずは区民の方が耐震診断により建物の耐震性を把握し、補強設計により適切な耐震改修工事の方法を知ることが重要であり、耐震調査・計画の実施件数の増加が耐震改修工事の実施件数の増加につながると考え指標を設定しています。</p> <p>⑤23年3月末の定期報告率は、80.2%です。引き続き、定期報告年度(3年)の前年と「次年度報告対象通知」を送付するなど所有者等に定期報告制度の周知徹底を図り、報告率100%を目指します。</p> <p>⑥中間・完了検査率の向上については、受検予定時期に合わせて受検啓発パトロールを抜き打ちで実施するとともに、建築主に受検啓発文書を送付しています。引き続き、様々な機会を捉えて中間・完了検査受検の徹底を図り、報告率100%を目指します。</p>	都市計画部 地域整備課 建築指導課
6	【計画事業43】 道路・公園の防災性の向上	<p>避難所となっている公園にソーラー充電式の照明を設置してはどうか。</p>	<p>現在、富久さくら公園等に簡易なソーラー充電式照明を設置しています。新たな設置については公園の日照条件や経費等を勘案のうえ、設置を検討していきます。</p>	みどり土木部 みどり公園課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
7	【計画事業44】 道路の無電柱化整備	無電柱化するにあたっての優先順位があるのか。	現在、3路線で整備を進めていますが、次期整備路線については、都市マスタープランでの位置づけや、災害時に重要となる施設(病院等)の有無など、無電柱化の効果を総合的に評価するとともに、他の事業計画や沿道のまちづくりの動向、地域の要請なども踏まえて、優先順位を決めていきます。	みどり土木部 道路課
8	【計画事業45】 木造住宅密集地区整備促進	指標のうち、「建替え促進助成適用住戸数」の達成状況が十分でないので、評価の「目的(目標水準)の達成度」は低く、「総合評価」は計画以下とするのが妥当では。また、このことから、今後の方向性も「手続改善」とするのが妥当ではないか。	本事業の指標は、道路用地等買収面積と、建替え促進助成適用戸数の2つについて目標水準を設定しています。道路用地買収は目標の100%を達成した。また、建替え促進助成については、共同建替えの事業化に向けた合意形成途中であり、22年度の実績値としては現れていませんが、合意形成の熟度は高まっており、本事業全体としては「計画どおりに進んでいる」と考えています。よって今後の方向性についても、23年度の共同建替え事業化を目指し、「現状のまま継続」とします。	都市計画部 地域整備課
9	【計画事業47】 地域防災拠点と避難施設の充実	①停電時の機器の機能の対応は。 ②災害時に区民に対して罹災証明書の発行や緊急物資の調達・配給、仮設住宅への入退室管理等の事務が円滑にコンピュータ処理されるよう、被災者支援システムの導入を平時から積極的に推進すべきでは。		区長室 危機管理課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
10	【計画事業138】 防災活動拠点の整備	<p>①新規事業であるが、この防災活動拠点は、新宿区の防災体制の中で、どのような役割・機能を果たすのか。また、活動内容はどのようなものか。この拠点は、何箇所整備するのか。防災拠点整備の全体計画を示されたい。区の災害対策本部や各地域センターとは、どのような関係に立つのか。</p> <p>②両拠点の一体的な運用を図るための方法について、どのように考えているのか。</p>		区長室 危機管理課
11	【計画事業48】 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	<p>①自警団、青パト等、住民の自発的な取り組みを推進する工夫が必要ではないか。</p> <p>②客観的な指標を検討すべきであることから、第二次実行計画の方向性としては、「手段改善」とすべきでは。</p>		区長室 危機管理課
12	【計画事業49】 民有灯の改修支援	LED等環境配慮型の電球への切り替えについての計画は。	区では既に、平成20年度から3か年で環境に配慮した長寿命タイプの蛍光灯に集中改修を行っていることから、LED等への切り替えは次期改修の際の検討課題とします。	みどり土木部 道路課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
13	【計画事業50】 ごみ発生抑制を 基本とするごみの 減量とリサイクル の推進	<p>①大規模事業所より中小の事業所の指導が必要ではないか。</p> <p>②高齢者の分別指導について何か工夫を行っているか。</p> <p>③家庭ごみ有料化の検討に入るべきではないか。</p>	<p>①中小事業所の指導は行いますが、大規模事業所の場合のごみ・資源の発生量が非常に多いので、重点的に行う必要があります。</p> <p>②高齢者だけを対象にした分別指導は実施していません。</p> <p>③リサイクル清掃審議会から有料化の有効性についての報告を受け、庁内検討会で他自治体の状況について情報収集を行っている状況です。事業系ごみの減量や、平成20年度から始まった新分別に伴うごみ減量の推移を踏まえつつ、今後も23区の状況をみながら検討していきます。</p>	環境清掃部 新宿清掃事 務所・ 生活環境課
14	【計画事業51】 地球温暖化対策 の推進	<p>①新エネルギー・省エネルギー機器等導入補助をはじめ様々な取組みが、温室効果ガスの削減にどの程度寄与しているのか捉えているか。</p> <p>②新宿区の新たな地球温暖化対策指針の内容について、教示願いたい。</p> <p>③エコリーダー・エコライフ推進員の更なる活用の方 法についての考えはあるか。</p> <p>④今後エコ隊員の増加をどのように図る予定か。</p>	<p>①新エネルギー機器等の導入を通じた地球温暖化問題に対する区民の意識の高まりを活かし、啓発事業にとどまらず、区内の温室効果ガスの削減となっています。</p> <p>②社会基盤や生活スタイルを省エネ型にして、CO2排出量削減を目的とした「低炭素な暮らしとまちづくり」に向けて、区民、事業者及び区が、地球温暖化対策に取り組む具体的な仕組みを提示しています。</p> <p>③環境学習情報センターと連携して、さらにエコライフの実践と普及啓発を行い、環境に配慮した活動を地域へ広げていきます。</p> <p>④今後とも区民、事業者への普及啓発を図るとともに、大学生への拡充を検討しています。</p>	環境清掃部 環境対策課
15	【計画事業52】 清潔できれいなト イレづくり	<p>①新宿区内の公園トイレ、公衆トイレの数はそれぞれ幾つか。 そのうち</p> <p>(1)きれいになったトイレの数及び割合は。</p> <p>(2)バリアフリー化したトイレの数及び割合は。(車いすの方が利用できるトイレ)</p> <p>(3)下水直結などの災害時にも使用できるトイレの数及び割合は。</p>	<p>①公園トイレ 126か所 公衆トイレ 23か所</p> <p>(1)20年度以降に新築または建替えしたトイレ 公園トイレ 10か所(7.9%) 公衆トイレ 1か所(4.3%)</p> <p>(2)バリアフリー化したトイレ 公園トイレ 23か所(18.3%) 公衆トイレ 10か所(43.5%)</p> <p>(3)災害時に使用できるトイレ 公園トイレ 7か所(5.6%) 公衆トイレ 1か所(4.3%)</p> <p>なお上記以外に災害時のみ使用する災害用トイレを、3公園に63基設置しています。</p>	みどり土木部 みどり公園課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
15	【計画事業52】 清潔できれいなトイレづくり	<p>②公衆トイレ設置のコストは。 (概算。区有敷地内の場合。)</p> <p>③公衆トイレの清掃基準と清掃コストは。</p> <p>④トイレ清掃会社の選定方法は。</p>	<p>②床面積30㎡程度の規模で、改築工事費は約2,600万円です。</p> <p>③■清掃基準 原則として1日1回清掃、利用頻度が多い箇所は1日2～4回清掃。床面の清掃は原則として乾拭きとし、汚れが落ちない場合は水拭きを実施。 ■清掃コスト 建物型 1回約1,500円 箱型1回約700円 年間総額 約6,800万円(公園トイレと公衆トイレの合計)</p> <p>④入札により決定します。</p>	みどり土木部 みどり公園課
16	【計画事業53】 路上喫煙対策の推進 【計画事業66】 自転車等の適正利用の推進 【計画事業83】 歌舞伎町地区のまちづくり推進	<p>路上喫煙対策・放置自転車対策・歌舞伎町の清掃などの“路上対策事業”について</p> <p>①路上事業のそれぞれの事業予算額は(22年度・23年度)。</p> <p>②各事業の要員確保の方法は。</p> <p>③各事業の要員の時給は。</p>	<p>①【計画事業53】 平成22年度予算:177,581千円(補正後) 平成23年度予算:139,754千円 【計画事業66】(放置自転車対策) 平成22年度予算 246,022千円 平成23年度予算 249,271千円 【計画事業83】(放置自転車対策) 平成22年度予算 57,061千円 平成23年度予算 51,829千円</p> <p>②【計画事業53】 業務委託による。(受託者が募集・雇用) 【計画事業66】(放置自転車対策) 入札による委託とシルバー人材センターへの随意契約による委託 【計画事業83】(放置自転車対策) 入札による委託</p> <p>③【計画事業53】 区の定める最低賃金水準額(契約管財課「労働環境チェックシート」による。)以上であることの確認をしています。 【計画事業66】(放置自転車対策) 整理指導員 @1,050円/時間 【計画事業83】(放置自転車対策) 整理指導員 日毎10名以上 平日84,000円/日 休日105,000円/日</p>	環境清掃部 生活環境課 みどり土木部 交通対策課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
16	<p>【計画事業53】 路上喫煙対策の 推進 【計画事業66】 自転車等の適正 利用の推進 【計画事業83】 歌舞伎町地区の まちづくり推進</p>	<p>④これまでも、「路上喫煙指導員も放置自転車や清掃もすべきだ」「放置自転車指導員も清掃をしたり路上喫煙を注意できないのか」などの指摘があったが、総合的な街頭指導事業が困難な理由は。</p>	<p>④【計画事業53】 路上喫煙禁止パトロールでの指導にあたっては、条例内容や対応等について一定の研修を受けるなど、適切な説明ができる程度の知識が必要です。また歩行喫煙は火傷などの原因になるなど大変危険な行為であるため、一部の歩行喫煙者のタバコの隠し持ちや、火のついたままのポイ捨て行為などを見逃さないよう大勢の歩行者から目が離せない業務であり、他の業務との兼務は効率・効果が著しく損なわれるので、今後も専任制を考えています。 【計画事業66】・【計画事業83】 同一指導員に3つの業務を同時に行わせることについては、指導対象が少ない場合は効率性の向上となる反面、指導対象が多い場合はいずれの指導も中途半端となり、指導員、指導対象者の混乱を招くなどの問題があります。</p>	<p>環境清掃部 生活環境課</p>
17	<p>【計画事業139】 アスベスト対策</p>	<p>①平成22年7月から事業が開始した事情について、教示されたい。</p>	<p>①本区においては、これまで民間建築物の吹付けアスベストを対象に、アスベスト対策の実態調査及び啓発・安全化指導を行うとともに、アスベスト除去等工事費用に対する融資あっせん・利子補給によりアスベスト対策の実施を支援してきました。 平成21年、国は助成対象用途の拡大や補助率の引き上げなど補助制度の拡充を行いました。これを受けて、区では、平成21年度に助成制度の創設の準備を行い、平成22年度より事前周知を行った上で、平成22年7月より事業を開始しました。</p>	<p>都市計画部 建築指導課</p>

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
17	【計画事業139】 アスベスト対策	<p>②22年度実績の5件は、アスベストを撤去するために改築や建替えをしたのか。改築や建替えをした区民等がこの制度を知って補助金申請をしたとも考えられる。アスベスト吹き付け部分のある建物を建替えるまでの間アスベストが飛散しないように、樹脂を塗布するなどの対策を助成する方が、実効性があるのでは。</p> <p>実績としている5件の状況は。</p> <p>③事業目的をアスベスト撤去に限定せず、アスベストの飛散防止まで拡張することはできないものか。</p>	<p>②平成22年度実績の5件は、建て替えに伴ってアスベスト除去を実施したものが2件、既存建築物を使用しながらアスベスト除去等工事を実施したものが3件です。</p> <p>建て替えに関わらずアスベスト除去を行うことが最も望ましい措置ですが、ご指摘のようなアスベストが飛散しないように封じ込める(吹付けアスベストの固化)などの措置も実効性があります。そのため、本事業では、アスベストの除去だけでなく、封じ込め、囲い込み(露出している吹付けアスベストをボード類で塞ぐ)の3種類のいずれも助成対象としています。</p> <p>平成22年度の実績は、次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建て替えに伴う吹付けアスベスト除去 2件 ・室内の露出吹付けアスベスト除去 2件 ・室内の吹付けアスベスト封じ込め 1件 <p>③本事業は、民間建築物の吹付けアスベストを対象に、アスベストの劣化などによる飛散を防止するためアスベストの除去だけでなく、封じ込め及び囲い込みについても助成対象とし、アスベスト対策の促進を図っています。</p>	都市計画部 建築指導課
18	【計画事業54】 環境学習・環境教育の推進	<p>環境学習情報センターの活動は“座学”が主体のように感じる。福島第1原発事故を受けて、再生可能エネルギーの開発に国を挙げて取り組む機運が高まっているが、同所を、太陽光発電、風力発電など子どもたちが夢中になるような遊びの場にできないものか。</p>	<p>遊びながら学べる体験型のイベントや講座を、さらに充実させます。また、既に設置済の太陽光発電・風力発電については、施設見学や環境学習の場で学べるようにします。</p>	環境清掃部 環境対策課
19	【計画事業57】 新宿りっぱな街路樹運動	<p>対象道路の選定方法は。</p>	<p>りっぱな街路樹運動におけるグリーンシンボルロードの整備に当たっては、緑量確保に適した道路空間の確保や生育環境を改善する必要があることから、都市計画道路や無電柱化など道路の改良事業にあわせて選定し、事業の相乗・波及効果を図っています。</p>	みどり土木部 道路課
20	【計画事業58】 新宿らしい都市緑化の推進	<p>屋上等緑化助成の利用件数がかなり少ないため、効果的な実施方法について十分検討すべきでは。したがって、23年度評価における「最終年度に向けた方向性」については、「手段改善」とすべきではないか。</p>	<p>屋上緑化助成件数の実績は、平成21年度の4件増にとどまっていますが、全体的には増加傾向にあり、23年度の評価としては継続とします。第二次実行計画においては、制度の見直しや他の事業と整理統合を図るなど、区民等がより利用しやすい制度に改善していきます。</p>	みどり土木部 みどり公園課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
21	【計画事業59】 樹木、樹林等の保護	第二次実行計画の方向性において、「みどりに関する施策については、より合理的で効率的なものになるように事業の見直しや整理統合を検討する」としているが、その内容はどのようなことを予定しているのか、教示されたい。	第二次実行計画では類似する事業を整理統合し、効率的に事業を推進するとともに、新たな仕組みを検討し、より広い視点から緑化を推進していきます。	みどり土木部 みどり公園課
22	【計画事業61】 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	どのような内容のガイドラインが策定されたのか、教示されたい。	ガイドラインは、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、つかい手(利用者、居住者)の視点に立って『まちの改善すべき点に気づき』、『望まれるまちの姿を実現』することを目的として策定しました。 道路や公園、建築物などの個々の施設については、既にバリアフリーやユニバーサルデザインの視点から整備基準が示されています。本ガイドラインでは、これらの整備基準を踏まえて、都市空間における「移動」「利用」「情報」の連続性や地域における一体性を重視した都市空間の改善方策を示すものとなりました。	都市計画部 都市計画課
23	【計画事業63】 新宿駅周辺地区の整備推進	JR新宿駅東口前広場の整備計画があれば教えてほしい。 その計画は、いつ、誰が作ったもので、区民の意見がどのように反映されているか。また、どのような手続きでオーソライズされ、区民に周知されているか。	東口駅前広場の整備計画については、東京都と今後の進め方等を含めて検討中です。	都市計画部 都市計画課
24	【計画事業66】 自転車等の適正利用の推進	①駐輪場の計画はどうなっているのか。 ②レンタル自転車について検討しているか。	①平成23年度に牛込神楽坂駅自転車等駐輪場を笹筒町特別出張所内に整備するなど、今後も引き続き整備を進めていきます。 ②他の自治体の事例については把握しておりますが、現時点では導入は考えていません。	みどり土木部 交通対策課
25	【計画事業67】 地域活性化バスの整備促進	①四谷地域のバス整備計画について教えてほしい。 ②平成23年度の循環型バスの利用者数の状況は不透明だが、23年度及び第1次実行計画全体の総合評価を「計画どおり」とする理由は。	①平成18年に四谷地域バス準備会を設置し、ルート案や採算性等を検討してきましたが、現在のところ地域バスの整備については難しい状況です。 ②当初の目的である事業者による新宿駅周辺循環型バスの運行については、平成21年度に達成しているため、計画どおりとなりました。新たに設定した指標については、今後評価していきます。	みどり土木部 交通対策課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
26	【計画事業73】 地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進	<p>①第二次実行計画における指標改善の方向性について、可能な範囲で教示されたい。</p> <p>②23年度評価の中の「最終年度に向けた方向性」については、課題になっている指標の改善について検討することになっているので、「手段改善」とすべきではないか。</p>	<p>①第一次実行計画においては、まちづくりの手法のうち地区計画の策定面積を指標としていましたが、地域によってはまちづくり構想等の他の手法のほうが適切な場合もみられます。本事業の実態に即した区民にわかりやすい評価ができるよう、地区計画以外の任意のまちづくり構想やガイドライン等を指標に加える方向で検討しています。</p> <p>②第二次実行計画に向けた指標については、任意のまちづくり構想等によりまちづくりを進めている地区をどのように目標に反映していくかの見直しの検討をしているところです。指標の改善については、まちづくり構想等との関連を踏まえ、第二次実行計画の策定にあわせて変更することが適切であると考えます。</p>	都市計画部 景観と地区 計画課
27	【計画事業83】 歌舞伎町地区のまちづくり推進	<p>①新たな文化の創造や賑わいづくり、放置自転車対策について課題があるので、23年度評価の「最終年度に向けた方向性」及び「第二次実行計画の方向性」においては、「手段改善」とすべきでは。</p> <p>②当事業は、新宿区の繁華街の総合的なマスタープランがある中の一つの事業という位置づけなのか。</p>		区長室 特命プロ ジェクト推 進課

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
28	<p>【計画事業109】 旧四谷第三小学校の活用 【計画事業110】 三栄町生涯学習館の集会室機能の統合 【計画事業141】 三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターの活用・整備</p>	<p>①新宿区は、施設の活用方針としてどのような基本方針を持っているのか、また、どのような過程を経て決定され、実施されていくのか。</p> <p>②区の全体方針の中で、四谷地区においてはいかなる機能や役割を持った施設を配置・整備することになったのか、その考え方と経緯について、教示されたい。また、他の地区における施設配備・整備とのバランスにおいて、問題はないのかについても、教示されたい。</p> <p>③この事業に関して、再開発事業などのまちづくり事業とはどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>①区有施設は区民の重要な資産です。空き施設や跡施設、区有地については、区の重要施策に資するための事業に活用するほか、資産活用として貸付等も行います。 第一次実行計画では、「各地区の施設活用」の取組方向として、「老朽化した施設や、役割を終えた施設については、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換と再編を進め、地域の施設需要に応えられる施設をめざします。」としています。 方針決定の過程としては、新宿区施設活用検討会で地域の行政需要を考慮した方針案を策定し、地域説明会を行います。地域住民にご理解いただいたうえで方針決定します。 実施にあたっては、具体的な設計や工事の時期を捉えて地域説明会を行いながら進めていきます。</p> <p>②四谷地区の施設活用は、1点目に旧四谷第三小学校の跡地活用、2点目に三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターの跡地活用があります。 1点目の旧四谷第三小学校跡地については、駅前に立地するという土地利用の高いポテンシャルを十分に活かし、再開発事業などのまちづくりを通して、スポーツができる機能を整備するほか、文化国際交流機能などを誘致するとしました。 2点目の三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターについては、老朽化している両施設を解体し、多様なニーズに応えた施設として一体的に整備することとしました。建替えにより、新宿東清掃センターは騒音と臭気の問題を解決します。また、建物の中に集会室機能を確保し、生涯学習も展開できる場とします。さらに、四谷保健センターを移転し、女性の健康支援を付加するなどの充実を図ります。 他の地区についても、地域の行政需要を考慮した施設配置・整備を行っています。区有施設の跡活用を検討する場合には、地域の要望を踏まえて総合的に判断することとしています。</p> <p>③都市計画法及び都市再開発法に基づく市街地再開発事業を想定しています。また、市街地再開発事業とともに、地区計画の策定を想定しています。</p>	<p>総合政策部 企画政策課</p> <p>都市計画部 地域整備課</p>

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
29	<p>【計画事業113】 旧新宿第一保育園の活用 【計画事業115】 大久保児童館等のあり方検討 【計画事業124】 西戸山第二中学校統合後の活用</p>	<p>①指標の定義・目標水準が具体的でない。このため、適切な目標設定や、効果的・効率的な視点についての評価理由の説明が、具体性に欠けるが。 ②達成水準の年度ごとの実績に進捗状況の記述がない理由は。</p>	<p>①②施設活用の取組みの方向としては、老朽化した施設や、役割を終えた施設について、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換と再編を進め、地域の施設需要に応えられる施設を目指しています。 施設活用を実施するにあたって、当初の目標は「方針決定」となり、方針決定までの期間は「検討・調整」となります。各年度の数値目標を立てることは困難であるため、目標年度に「1」を記入しています。 特に施設のあり方を検討する事業の場合は、他施設との関連（再編）、地域需要、財政的状況などの諸般の都合を調整する必要から、方針決定までに期間を要することが多く、進捗状況の記述ができない場合があります。</p>	<p>総合政策部 行政管理課</p>
30	<p>【計画事業114】 旧戸山中学校の活用</p>	<p>事業の指標における目標水準の「新中央図書館のあり方の方向性のまとめによる活用」というのは抽象的だが、具体的にはどのような意味か。</p>	<p>旧戸山中学校の跡地を活用して、新中央図書館の建設を予定しています。新中央図書館のあり方については、平成21年度に専門家と区民等による検討組織を設置し、平成22年度に一定の方向性をまとめました。 こうした方向性のまとめを活かして、新中央図書館等の整備を進めていくことを本事業の目標水準としたものです。 なお、新宿区緊急震災対策により、新中央図書館のスケジュールについては改めて判断することになりました。</p>	<p>教育委員会 事務局 教育調整課</p>
31	<p>【計画事業142】 上落合防災活動拠点の整備</p>	<p>事業の指標の定義・目標水準が曖昧だが、具体的な定義・目標水準の内容は。</p>	<p>施設の建替えが事業の主たる目的のため、防災職員住宅を附置し、かつ地域の防災倉庫と合わせた防災施設を地域要望を取り入れながら整備することが目的です。災害時には一時避難も想定されることから、極力、空地を残し、また、既設の消防水利等を活用できる状態で建替えを実施します。また、防災住宅職員が災害時には小滝橋地域防災活動拠点の運営にも関わり、一体的な運用を図っていきます。</p>	<p>区長室 危機管理課</p>

第 1 部会のヒアリング項目

No.	対 象	ヒアリング項目	回 答	所 管
32	【計画事業129】 中長期修繕計画 に基づく施設の維持保全	<p>①中長期修繕計画の内容は。</p> <p>②計画は、いつ、誰が作り、どういう手続きでオーソライズしたのか。</p> <p>③区民にはどのように周知し、同意を得たのか。</p>	<p>①建物(庁舎・学校等)を維持するため、仕上材料などや設備(電気・機械・防災・自動制御)に対して、概ね20年程度の間必要とする修繕工事計画です。(具体的な工事は別紙参照)</p> <p>②H19年3月、施設課が各建物の状況調査結果を元に作成した修繕案を各主管課と調整し、その後区長査定を受け実行計画となりました。</p> <p>③「新宿区第一次実行計画」として冊子・広報紙にまとめ、区民に示しました。</p>	総務部 施設課
33		参考:第二次実行計画の方向性(見込み)の記載について	<p>第二次実行計画の方向性(見込み)の考え方については、行政管理課から以下のように説明しています。</p> <p>ア)計画事業として引き続き実施する見込みの場合は、「継続・拡大・縮小・手段改善」の何れかを選択するよう説明しています。その際に、枝事業の数の増加・縮小・廃止により選択するのではなく、計画事業の目的や内容の観点から選択するよう説明しています。</p> <p>イ)「廃止・終了」は、該当事業を計画事業・経常事業の何れも実施しない場合に選択するよう説明しています。</p> <p>ウ)計画事業から、経常事業に変更し事業を実施していく場合は、「その他(経常事業化)」としています。また、枝事業の一部を経常事業としていく場合には、一部の枝事業は計画事業として実施していくことになるので、基本的にはア)の考え方を基に、「継続・拡大・縮小・手段改善」の何れかを選択するよう説明しています。</p>	総合政策部 行政管理課